JBA ユニフォーム規則 新旧対比表

新ユニフォーム規則

備考(旧ユニフォーム規則との相違点等)

第1節 総則

第1条[目的]

本規則は、国内で開催される公式競技会および準公式競技 (以下「試合」という)における、当該試合に出場するチーム(以 下単に「チーム」という。)が着用するユニフォームに関する事項 について定める。

第2条[適用除外]

- 1 本規則の定めにかかわらず、公益財団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグもしくは一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグに所属するクラブの保有する(ユースチームを含む)チームまたは一般社団法人バスケットボール女子日本リーグに所属するチームの、試合における着用ユニフォームについては、各リーグにおいて個別にユニフォームに関する規定を定めている場合、当該規定に従うものとする。
- 2 本規則の定めにかかわらず、3x3 競技の試合における着用 ユニフォームについては、各試合の大会要項に従うものとする。

·新規追加

第3条[ユニフォームの定義]

本規則における「ユニフォーム」とは、試合中にチームメンバーが着用する「シャツ」、「パンツ」および「ソックス」のことをいう。ユニフォーム以外のウォームアップウェア、トラックスーツ、その他これに類する着用品については、当該試合時点における最新のバスケットボール競技規則(以下「競技規則」という。)および大会要項によるものとする。

・旧規則では 1.1.1 に記載 競技規則の規定を追加(ソックス)

第4条[ユニフォームの着用]

- 1 チームメンバーは、国内で開催される試合において、本規則に則り作成されたユニフォームを着用しなければならない。
- 2 前項のユニフォームは、対戦するチームを明確に識別できるものでなければならず、また、同一チームに所属する全てのチームメンバーが同じデザイン(形状、色および模様)のものを着用しなければならない。

·新規追加

・旧規則では1.1.2 に記載

第5条[ユニフォームの製作]

- 1 チームは、第7条に定める淡色のユニフォームおよび濃色のユニフォームを各2セット以上用意しておかなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、国内で開催される試合においては、主催者の判断により、チームの用意すべきユニフォーム数を決定することができる。

・旧規則では 2.1.1 に記載

※リバーシブルは、JBA 主催大会での着用は NG。主催大会以外は大会要項に明記すれ ば着用可能とする。

第2節 ユニフォームのデザイン

第6条[ユニフォームの形状]

- 1 シャツに袖がある場合は、肘より上の長さのものでなければならず、長袖は認められない。
- 2 パンツの丈は膝より上の長さでなければならず、膝頭に懸かる丈のパンツは認められない。
- ・旧規則では 2.1.1 に記載。競技規則の規定を追加(長袖)
- ・旧規則では 3.1.2 に記載

新ユニフォーム規則

備考(旧ユニフォーム規則との相違点等)

3 ソックスは、特に長さの指定はしないが、シューズから見える | ·競技規則の規定を追加(ソックスの長さ) 状態でなければならない。

第7条[ユニフォームの色の区分]

1 ユニフォームの色は、「淡色」または「濃色」に区分され、「淡 │・旧規則では 2.1.1 に記載 色」とはシャツおよびパンツの色が白色または白色を基調とした 淡い色合いのものをいい、「濃色」とはシャツおよびパンツの色 が白色以外の濃い色合いのものをいう。

2 同一の大会において、同じユニフォームを「淡色」および「濃|・旧規則では 2.1.3 に記載 色」として両用することは認められない。

第8条〔シャツおよびパンツの色〕

- 1 シャツおよびパンツの色は、前面および背面の主となる色が | 同じ色でなければならない。
- 2 対のシャツおよびパンツの色は、主となる色が同じ色でなけ ればならない。
- 3 シャツおよびパンツの色に「ゴールド(金色)」または「レモンイ エロー(黄色)」などの淡色・濃色の判別がつき難い色を用いる 場合は、次の各号の条件を満たさなければならない。
- (1) 濃色として用いる場合は、相手チームが着用する淡色のユ ニフォームと明確に識別できる濃い色合いのものでなければな らない。
- (2) 淡色として用いる場合は、相手チームが着用する濃色のユ ニフォームと明確に識別できる淡い色合いのものでなければな らない。
- 4 シャツおよびパンツの色に「グレー(灰色)」または「シルバー |・旧規則では 2.1.4 に記載 (銀色)」を用いることは認められない。ただし、第9条に定める 選手番号および別表3に定める切替部の範囲においては、これ らの色を用いても差し支えない。

・旧規則では 1.1.1、2.1.2、3.1.1 に記載

•新規追加

・旧規則では 2.1.3 に記載

第9条〔ソックスの色〕

ソックスの色は、シャツおよびパンツと異なる色であっても良 いが、全てのチームメンバーのソックスの主となる色が同じ色で なければならない。

第10条〔選手番号〕

- 1 シャツの前面および背面には、シャツの色と異なり、明確に識し 別できる色で各チームメンバーに割り当てられた番号(以下「選 手番号」という)を付けなければならない。なお、パンツに選手番 号を付けることはできない。
- 2 選手番号は、「0」から「99」までの整数および「00」のいずれ | かの数字を使用するものとし、「01」または「02」など、「00」以 外の先頭に「0」を付けた数字を使用することはできない。また、 同一チーム内において、異なるチームメンバーが同じ選手番号 を使用してはならない。
- 3 選手番号を付ける位置等の詳細は、別表1のとおりとする。 4選手番号の位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメン バーで統一しなければならない。

·新規追加

競技規則の規定を追加(ソックスの色)

- ・旧規則では 2.2.1 に記載
- ・新規追加(パンツの番号)
- ・旧規則では 2.2.7 に記載

•新規追加(別表1)

・旧規則では3.2.1、3.2.2、3.2.3に記載

新ユニフォーム規則

備考(旧ユニフォーム規則との相違点等)

第11条[ユニフォームに付けることができるもの]

- 1 選手番号以外でユニフォームに付けることができるものは 次の各号のとおりとし、その位置、サイズおよびデザインは全て のチームメンバーで統一しなければならない。また、いかなる場 合であっても、ユニフォームの色または選手番号を判別し難くな るサイズやデザインのものは認められない。
- (1) チーム名
- (2) チームロゴ
- (3) 製造メーカーロゴ(識別商標)
- (4) 都道府県·都市·地域名
- (5) チームメンバー名
- 2 前項のものを付けることができる位置等の詳細は、別表2の | ・新規追加(別表2) とおりとする。
- 3 チームは第1項の規定にかかわらず、次節の規定に従い、ユ ニフォームに広告(チーム名以外の団体名もしくは個人名、また はその商品の告知・販促を目的とした表記)を表示することがで きる。(以下、「ユニフォーム広告」という。)

第12条[ユニフォームの模様]

ユニフォームの模様を施すことができる位置等の詳細は、別 表3のとおりとする。

第3節 ユニフォーム広告

第13条[ユニフォームへの広告の表示]

- 1 チームは、主催者の承認を得て、ユニフォーム広告を表示す ることができる。なお、主催者は、大会要項にユニフォーム広告 の表示について明記しておかなければならない。
- 2 本協会が主催する次の各号の試合において、ユニフォーム広 告等を表示しようとするチームは、別紙「ユニフォーム広告等申 請書」に必要事項を記入の上、本協会に、当該申請書を提出 し、本協会の承認を得なければならない。
- (1)天皇杯バスケットボール選手権大会
- (2)皇后杯バスケットボール選手権大会
- (3)全国高等学校バスケットボール選手権大会(ウインターカッ プ)
- (4)全国 U15 バスケットボール選手権大会(ジュニアウインター カップ)
- (5)全国ミニバスケットボール大会
- 3 ユニフォーム広告を表示できる位置等の詳細は、別表4のと おりとする。
- 4 ユニフォーム広告の位置、サイズおよびデザインは、全ての チームメンバーで統一しなければならない。また、いかなる場合 であっても、ユニフォームの色または選手番号を判別し難くなる サイズやデザインのものは認められない。

第14条[ユニフォーム広告の内容制限]

1 次の各号のいずれかに該当する内容のユニフォーム広告 は、一切表示してはならない。

・旧規則では2.3.1、2.3.2、2.3.3、3.3.1、 3.3.2 に記載

·新規追加

·新規追加(別表 3)

·新規追加

·新規追加

新ユニフォーム規則

備考(旧ユニフォーム規則との相違点等)

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 反社会的な内容のもの
- (3) 意見広告や売名を目的としたもの(スローガンまたはメッセージ等)
- (4) 人権侵害もしくは名誉毀損にあたるもの、または差別的なもの
- (5) 責任の所在が不明確なもの
- (6) 青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすと判断されるもの
- (7) 風俗営業およびこれに類するもの
- (8) 政治団体または宗教団体の活動に関するもの
- (9) その他、本協会が相応しくないと判断したもの
- 2 本協会は、ユニフォーム広告の広告主の業種について、別途制限を設けることができる。

第15条[ユニフォーム広告の表示制限]

- 1 本協会または主催者は、ユニフォーム広告が不適当であると 判断した場合、当該チームに対して広告が表示されたユニフォームの着用を停止または広告を隠す処置を施すことを命じることができる。
- 2 試合会場の施設管理者より、ユニフォーム広告に対して広告掲出料の支払いを課せられた場合は、当該チームは主催者の支払いに関する指示に従わなければならない。

第4節 附則

第16条〔その他〕

本規則に定めのない事項については、競技規則または大会 要項によるものとする。なお、競技規則または大会要項に定め のない事項については、本協会または主催者の判断に従うもの とする。

第17条〔附則〕

本規則の定めにかかわらず、国内において開催される国際バスケットボール連盟(以下「FIBA」という)主催の公式競技会における着用ユニフォームについては、FIBAの規定に従うものとする。

第18条〔規則の改廃〕

本規則の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行う。

第19条[施行]

本規則のうち、第3節の規定については2020年3月1日から施行し、その余については2020年4月1日から施行する。ただし、本規則制定時に効力を有するユニフォーム広告に関する契約に基づくユニフォーム広告については、契約の有効期間に限り第13条第3項および第14条第2項を適用せず、従前の例による。

第20条〔移行期間〕

·新規追加

・旧規則では 4.1.2 に記載

・旧規則では4.1.1 に記載

・旧規則では4.2.1、4.3.3 に記載

·新規追加

·新規追加

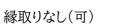
| 新ユニフォーム規則 | 備考(旧ユニフォーム規則との相違点等) |
|---------------------------------|---------------------|
| 前条の規定にかかわらず、本規則の施行後1年間(2020年4 | |
| 月1日から2021年3月31日まで)は、主催者の許可を得た場合 | |
| において、第3節の規定を除き、なお従前の例による。 | |
| | |
| 2019年11月14日制定 | ·新規追加 |

別表①:選手番号の詳細

| 加及② 及 1 田 | 詳細 | 備考 |
|-----------|--|------------------|
| 位置/数 | ・シャツ前面に1箇所(必須) ・シャツ背面に1箇所(必須) | ·新規追加 |
| | ・シャツ前面の選手番号は見え難い位置に付けてはならない。 ・選手番号は全てのロゴ、模様および広告から「5cm」以上離れ ていなければならない。 | ・旧規則では 2.2.1 に記載 |
| サイズ | ・シャツ前面の選手番号の高さは「10cm」以上、シャツ背面の選手番号の高さは「20cm」以上でなければならない。 ※番号の縁取りや縫い取りの部分は高さに含めない(縁取りや縫い取りの部分を除いた高さがそれぞれの規定以上でなければならない)。 | ・旧規則では 2.2.2 に記載 |
| デザイン | ・選手番号は、縁取りや縫い取りも含め、全てのチームメンバー が同じデザイン(形状および色)でなければならない。 | ・旧規則では 2.2.5に記載 |
| | ・選手番号は、それぞれの数字の幅が最も狭い部分で「2cm」以上なければならない。※縁取りや縫い取りの部分はこれに含めない。 | ・旧規則では 2.2.3に記載 |
| | ・選手番号の色は、シャツの色と異なり、明確に識別できる色でなければならず、縁取りや縫い取りがない番号単独の状態でも、明瞭に見えるものでなければならない。縁取りや縫い取りの色については規定しない。 | ・旧規則では 2.2.4に記載 |
| | ・縁取りおよび縫い取りは次のとおりとする。 ①1重の縁取り(図2)、2重の縁取り(図3)、中抜きの縁取り(図4)は認められる。 ②立体に見える縁取り(図5)、影付きの縁取り(図6)は番号が | ・旧規則では 2.2.5 に記載 |
| | 判別し難くなるため認められない。 ・番号の周囲を、円形、矩形(長方形)または楕円形などの囲いで囲むことは認められない。 | ・旧規則では 2.2.6 に記載 |









1重の縁取り(可)



2重の縁取り(可)







中抜きの縁取り(可) 立体に見える縁取り(不可) 影付きの縁取り(不可)

別表②:ユニフォームに付けることができるものの詳細

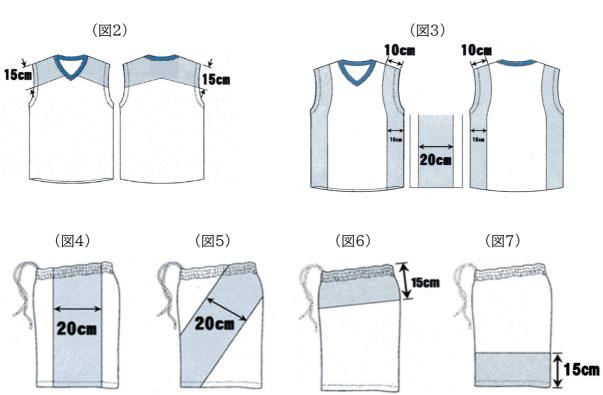
| 州公園 1 | 位置/数 | サイズ | その他 | 例 | 備考 |
|-------|---------------|----------------|-------|----------|------------------|
| チーム名 | ・シャツ前面に1箇所 | ・1行の場合、高さは | | | ·数を追加 |
| | かつ2行以内 | 「8cm」以内 | | | ・文字列の |
| | ・シャツ背面に1箇所 | ・2行の場合、高さは | | | 高さを追加 |
| | | 各行「6cm」以内 | | | |
| | | - th | | | State 1 S. F. I |
| チームロゴ | ・シャツ前面に1箇所 | ・1箇所あたり「20㎡」以内 | | | ·数を追加 |
| | ・パンツに1箇所 | | | | ·面積を追 |
| | | | | | 加 |
| 製造メーカ | ・シャツ前面に1箇所 | ・1箇所あたり「20㎡」以内 | | | ·数を追加 |
| ーロゴ | ・パンツに1箇所 | | | | ・面積を追 |
| | ・1組のソックスに各1 | | | | <mark>力口</mark> |
| | 箇所 | | | | |
| 都道府県・ | ・シャツ前面(選手番号の上 | ・1行の場合、高さは | | Tokyo | ·数を追加 |
| 都市·地域 | 部)に1箇所かつ2行以内 | 「8cm」以内 | | TOKYO | ・位置と文 |
| 名 | ・シャツ背面(選手番号の上 | ・2行の場合、高さは | | 東京 | 字列の高さ |
| | 部)に1箇所かつ2行以内 | 各行「6cm」以内 | | Nerima 、 | <mark>を追加</mark> |
| | | | | NERIMA, | |
| | | | | 練馬など | |
| チームメン | ・シャツ背面に1箇所かつ | ・高さは「6cm」以上 | 姓/名また | Hasegawa | ·数を追加 |
| バー名 | 1行のみ | 「8cm」以内 | はコートネ | HASEGA | ・文字列の |
| | | | ームなど、 | WA | 高さを追加 |
| | | | 表記の種類 | 長谷川 | |
| | | | をチーム内 | Takashi, | |
| | | | で統一する | TAKASHI | |
| | | | こと | など | |

別表③:ユニフォームの模様の詳細

| | シャツ | パンツ | 備考 |
|-------|---|---------------------|---------------|
| 色の切替え | ・シャツを横切る切替えの幅は「10cm」 | ・パンツの脇の切替えの幅は「20cm」 | ・旧規則では |
| | 以内とする。切替えが斜めに入る場合 | 以内とする。切替えが斜めに入る場合 | 2.1.5、3.1.3に記 |
| | も同様とする。(図1) | も同様とする。(図4・5) | 載 |
| | ・肩周りの切替えの幅は、頂点(肩線) | ・パンツの腰の切替えの幅は「15cm」 | |
| | から「15cm」以内とする。(図2) | 以内とし、ウエストおよびゴムの部分 | |
| | ・脇の切替えの幅は「20cm」以内とす | も切替えの一部とみなす。(図6) | |
| | る。(図3) | ・パンツの裾の切替えの幅は「15cm」 | |
| | ・図1、図2および図3の切替えは、組み | 以内とする。(図7) | |
| | 合わせて用いることができる。 | ・図4、図6および図7、または図5、図 | |
| | ※いずれの切替えの幅も、ラインおよび | 6および図7の切替えは、組み合わせ | |
| | パイピング等を含めた寸法とする。 | て用いることができる。 | |
| | ・切替えの境界から選手番号までは | ※いずれの切替えの幅も、ラインおよび | |
| | 「5cm」以上離れていなければならな | パイピング等を含めた寸法とする。 | |
| | ۱۱۰ _° | | |
| その他の模 | ・上記の切替部内であれば、星、ダイヤなどのモチーフプリントを施したり、グラデ | | |
| 様 | ーションを施すことなども認められる。 | | |
| | ・細いライン(ストライプ)は、ラインの幅が「2mm」以内で、ラインとラインの間隔が | | |
| | 「3cm」以上でなければならない。 | | |

(図1)





別表④:ユニフォーム広告の詳細 ※新規追加

| 13.101111111111111111111111111111111111 | の評細 <mark>ペ析況迫加</mark> | | |
|---|---|-------|--|
| 位置/数 | 詳細 ・シャツ前面(選手番号の下部)に1箇所かつ1種のみ(図1) | | |
| | ・シャツ背面(選手番号の下部)に1箇所かつ2種以内(図2) | | |
| | ・パンツ前面かつ右脚部に1箇所かつ1種のみ | .(図3) | |
| | | | |
| サイズ(広告の最大 | ・シャツ:1箇所あたり「320㎡」以内(2種の場合は320㎡内に分割して表示)(図1·2) | | |
| 幅に最大高を乗じて | ・パンツ:1箇所あたり「100㎡」以内(図3) | | |
| 算出した面積) | | | |
| | | | |
| (図1) | (図2) | (図3) | |
| | | | |
| 4 \$ 5cm 広告 | 4 \$ 5cm 広告 | 広告 | |